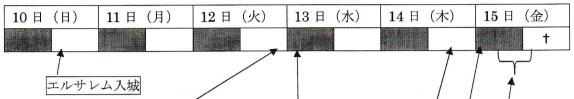
ゲッセマネの園での祈り、イエスの逮捕、ユダヤ法の裁判とローマ法の裁判

文脈の確認



- 1. イエスはニサンの月10日エルサレムに入城、「小羊の吟味」によって公生涯は終わる。
- 2. オリーブ山での説教で終末預言を弟子たちに教えた後、十字架の死を予告する。
- 3. 水曜日の夜の出来事は、二つ。
 - (1) オリーブ山からベタニヤに戻り、シモンの家で夕食。マルタが給仕し、ラザロも食 卓に。マリヤによる香油注ぎ、これがイエスの埋葬準備となる。
 - (2) マリヤによる香油注ぎに反対したユダは、イエスから叱責を受ける。夕食の席を抜けてエルサレムの祭司長たちのもとへ。銀貨30枚でイエスを売ることを約束する。
- 4. 水曜日の夜明けから日没まで、そして木曜日の夜についての記事は、ない。
- 5. 木曜日の夜明け、14日は過越の食事を準備する日。
 - (1) 羊の肉以外の食材を用意する。
 - (2) 過越の小羊を神殿でささげ、肉を持って帰る。14日の午後3時から6時にかけて。
- 6. 弟子たちが過越の食事の準備をする。場所は、あらかじめイゴスが手配していた。
- 7. 日没後は金曜日 15 日である。イエスと弟子たちは過越の食事の席にわく。
- 8. イエスと弟子たちの過越の食事、伝統的なユダヤの手順に沿う。ユダの裏切りの予告が 3回されユダが席を抜けたあと、第三の杯(贖いの杯)のときに新しい契約の宣言。
- 9. 過越の食事の後、その場所(二階部屋)で、イエスが弟子たちに語る。(ヨハネ 14 章)
- 10. 二階部屋から出発して、エルサレムの町を出て、ゲッセマネの園に向かう。その道すがら、イエスが弟子たちに、「まことのぶどうの木とその枝」のたとえを語る。
- 11. ゲッセマネの園に近づいた辺りで、イエスが大祭司としての祈りをする。

今回の場面

- 1. 木曜日の夜 10 時~11 時頃、ゲッセマネの園での祈り
- 2. ゲッセマネの園で、イエス逮捕
- 3. 深夜から夜明け後にかけて、ユダヤ法による裁判
- 4. 早朝から午前6時までの間、ローマ法による裁判

聖書箇所

- 1. ゲッセマネの園での祈り
 - (1) ゲッセマネの園に到着 (マタ 26:36~38)
 - (2) 最初の祈り (マタ 26:39~41)
 - (3) 二度目の祈り (マタ 26:42~43)
 - (4) 三度目の祈り (マタ 26:44~46)
 - (5) 39節の「杯」とは何か
 - ① ルカ 22:42~44 からの追加情報
 - ② イエスは十字架にかかって肉体的に死ぬために来た。よって、杯は、「十字架 の死」ではない
 - ③ 杯は、罪に対する神の怒りである。それを飲むのは、霊的に死んだ者である。
 - ④ イエスがそれを飲まねばならないとしたら、イエスは、十字架の上で霊的に死ぬこと、すなわち、父なる神との分離を経験しなければならない。
 - ⑤ メシアの肉体的死は預言されていたが、霊的な死については預言なし。
 - ⑥ イエスは、そのことをゲッセマネの園に来て初めて知らされたと推測される。
 - ② 霊的死を通過することで、イエスは私たちのために完ぺきな大祭司となった。

2. ゲッセマネでイエス逮捕

- (1) イエスを逮捕するために来た人々 (ヨハ 18:2~3)
 - ① 出23:8 銀貨30枚の見返りがからんだ逮捕は、律法違反(一番目)
 - ② 日没後に刑事事件を扱うのは、ユダヤ法に違反(二番目)
 - ③ 裁判官やサンヘドリンのメンバーが、逮捕に関わるのは、ユダヤ法に違反(三番目)
- (2) イエスの対応 (ヨハ 18:4~9)
- (3) ペテロの対応 (ヨハ18:10~12)
 - ① 大祭司のしもベマルコス・・・大祭司の代理として来ている。大祭司自身は過越の祭りの期間は、極力、汚れに触れることを避ける。
 - ② ルカ22:51 耳にさわって彼をいやされた。

3. ユダヤ法による裁判

- (1) アンナスの審問 (ヨハ18:12~14、19~23)
 - ① 13 節 アンナスは元の大祭司(紀元 7~14 年。5 人の息子と義理の息子カヤパを通して祭司職を独占。神殿の管理運営の既得権を掌握。
 - ② パリサイ人たちは、神殿の中庭を「アンナスの息子たちのバザール」と呼ぶ。
 - ③ 14 節 この年の大祭司カヤパは、すでにイエスの有罪を決めていた (ヨハ 11: 49~50)。
 - ④ 朝のいけにえを捧げる前に裁判をするのは、ユダヤ法違反(四番目)
 - ⑤ 非公開の裁判は、ユダヤ法違反(五番目)。20~21節は、非公開の裁判に対するイエスの批判。

- (2) カヤパとサンヘドリンによる有罪判決(マタ26:57、59~68)
 - ① 大祭司カヤパ (紀元 25~36年)
 - ② 裁判は、神殿の中の「さばきの間」で行うべきところ、カヤパの官邸にサンへ ドリンの議員たちが召集された(六番目の違反)
 - ③ サンヘドリンの構成・・・祭司長 24 人(サドカイ派) +長老 24 人(パリサ イ派) +律法学者 22 人 (パリサイ派) +大祭司 1 人 (サドカイ派)、合計 71 人の議員
 - ④ 裁判をするための、出席議員の定足数は23人。無罪判決のためには11人の 替成、有罪判決のためには13人の賛成を必要とする。
 - ⑤ ここには、ニコデモとアリマタヤのヨセフは召集されていない。
 - ⑥ 59~61 節 ユダヤの裁判では、まず弁護、次に告訴の順。イエスには弁護な し(7番目の違反)
 - ⑦ 59 節「全議会は」 ユダヤの裁判では、無罪判決は全会一致でもよいが、全 会一致の有罪判決は無効(8番目の違反)
 - ⑧ 61 節 二人の証人のうちの一人の証言。これに対して、もう一人の証言はマ ルコ 14:58。微妙に食い違っている。申 19:15 の律法違反(9番目)
 - ⑨ 神殿破壊を取り上げた目的は、ローマ法の裁判への告訴のため。ローマ法によ れば、神殿に危害を及ぼす行為は、死刑に当たる。
 - ⑩ 62節 被告に自ら不利な証言を迫るのは、ユダヤ法違反(10番目)
 - ⑪ 65節 大祭司は衣を引き裂くことが禁止されている(レビ 21:10)(11番目)・ 裁判官は訴えがあった事件に関して審議するだけで、自ら訴えを起こしては ならない。カヤパは新しい訴因「冒涜罪」を提起した(12番目)・冒涜罪は、 神の御名(ヤハウェ)を口にした時にのみ成立する。ここではイエスは神の御 名を口にしていない(13番目)
 - ⑫ 66 節 被告は自白証拠だけで有罪とされることはない(14番目)・有罪宣告 を夜間に出してはならない。昼間だけである(15番目)・死刑判決の場合、裁 判の審理と判決宣告との間には24時間以上の間隔を置かねばならない(16番 目)・死刑判決の場合、投票(若い者から順に投票し、年長者の意見に左右さ れないようにする)によらねばならない。ここでは発声のみ(17番目)・全会 一致の有罪判決は無効である。(8番目と同じ、18番目)・有罪判決は判決が 決まってから3日経ないと執行できない(19番目)
 - ③ 67 節 裁判官は人道的で親切でなければならない(20番目)・死刑判決を受 けた者を、刑の執行前に、鞭で打ったり叩いたりしてはならない(叩くと罰金 4 デナリ、平手打ち 200 デナリ、顔につばきする 400 デナリ) (21 番目)・安 息日の夜や祭りの日に裁判を行ってはならない(22番目)
- (3) ペテロの失敗
 - ① 舞台設定(マタ26:58)
 - 1番鶏の時刻=午前0時 ② 最初の拒否(マタ26:69~70)
 - ③ 2番目の拒否(マタ 26:71~72)

- ④ 3番目の拒否(マタ26:73~75) 2番鶏の時刻=午前3時
- (4) 夜明け後の裁判 (ルカ 22:66~71)
- (5) ユダの自殺 (マタ 27:3~10)
- 4. ローマ法による裁判
 - (1) ピラトによる裁判
 - ① 舞台設定 (ヨハ18:28)
 - ② ピラトとユダヤ人の指導者たち (ヨハ 18:29~32)
 - ③ ピラトとイエス (ヨハ 18:33~37)
 - ④ ピラトが出した結論(ヨハ18:38)
 - (2) ヘロデによる裁判 (ルカ 23:6~12)
 - ① 11節 はでな衣=ユダヤ人の王が着る白い王服であろう
 - ② ヘロデのその後: ヘロデの前の妻の出身国との戦いで敗れ、勢威が陰る。妻の ヘロデヤの野心に動かされて、ローマ皇帝カリグラに接近、王と王女のタイト ルを願い出た。結果的に、ヘロデ夫婦は逆に国外追放となり、極貧の中で生涯 を閉じた。
 - (3) ピラトによる2回目の裁判
 - ① 3度目の無罪宣言(ヨハ18:39~40)
 - ② 4度目の無罪宣言(ヨハ19:1~7)
 - むち打ちは、群衆を満足させてイエスを釈放しようとするための方策
 - ③ 5度目の釈放の努力(ヨハ19:8~12)
 - ④ 6度目の釈放の努力(ヨハ19:13~16)
 - 第6時=午前6時
 - マタ 27:24~25 25節の成就は紀元 70年のエルサレム崩壊